

SMILE

今月も笑顔(スマイル)でスタート

10 月号 Vol. 126

第 4 四半期に入りました

まいど おおきに！

今年の中秋節は 10 月 6 日なので、国慶節及び中秋節による休みが 10 月 1 日から 8 日となり、弊誌も今日 10 月 9 日が配信となります。早いもので 2025 年も第 4 四半期に入りました。

7 月号及び 8 月号のこのコーナーで取り上げてきた 2024 年の上海市の平均給与が、9 月 18 日に上海市人力資源社会保障局から発表されました。2024 年の上海市都市単位の従業員の平均賃金は 12,434 元/月でした。2023 年の 12,307 元/月より 127 元/月増加したことになります。

これにより 2025 年 7 月 1 日から上海市の社会保障拠出ベースの上限は 37,302 元/月(平均賃金の 3 倍)に、下限が 7,460 元/月(平均賃金の 60%)となります。例えば給料月額が 7,460 元以下の従業員の場合、実際の給与がそれより少なかったとしても、7,460 元をベースに計算した社会保険料を支払うことになります。これを住宅積立金を除く 4 金で計算してみると、雇用者が払う会社負担分は 1,917 元で、従業員の個人負担分は 783 元となります。前月号で紹介したように、最高人民法院の解釈による社会保険の納付の厳格化が 9 月 1 日からすでに実施されていますので、今まで社会保険の納付をしてこなかった雇用者及び従業員にとっては、相当厳しくなるでしょう。

最近中国の SNS では、中国の不動産大手であり世界最大の映画館チェーン運営会社である万達集団の創業者の王健林氏が話題になっています。彼の万達集団は、2011 年に武漢市中央文化地区第一期楚河漢街の開発をしました。これが当時「中国 No.1 の商業街」と称され、これを機に万達集団は大きな成長を遂げました。そして王健林氏は、2013 年から 2016 年にかけて、フォーブス誌の中国富豪ランキングで 3 度首位に選ばれました。ところがそんな王氏に対して、前月の 9 月 26 日に、甘肅省蘭州市中級人民法院が、彼を債務不履行者として、飛行機、新幹線やホテルの利用ができなくなる高額消費制限令を出しました。もっとも当該令は 3 日後の 29 日には解除されました。今までの高レバレッジによって事業拡大をしてきましたが、2017 年あたりから資金調達が難しくなり、現在も万達集団の資産は次々と売却せざるを得ない状況にあります。今回、王氏は高額消費制限令を乗り切ることはできましたが、まだ多額の債務を抱えているので、苦悩の日はまだまだ続きそうです。

今月は北京で、第 20 期第 4 回中央委員会(四中全会)が、10 月 20~23 日の日程で開催されます。注目です。

そして日本では自由民主党の総裁選により、高市早苗氏が総裁に選ばれました。来る臨時国会でガソリンの暫定税率廃止や所得税の基礎控除の引き上げが実現してほしいですね。

今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済1:消費者物価指数(CPI)と生産者物価指数(PPI)

国家統計局の9月10日の発表によると、8月の消費市場は概ね安定しており、消費者物価指数(CPI)は前月比横ばい、前年同月比では0.4%低下した。食品とエネルギー価格を除いたコアCPIは前年同月比で0.9%上昇し、4ヶ月連続の上昇となった。国内市場における競争は引き続き改善しており、一部の業種では需給関係が改善した。生産者物価指数(PPI)は前月比横ばいとなり、前月の0.2%低下から回復した。前年同月比では2.9%低下し、前月より0.7ポイント低下幅が縮小した。

1、コアCPIは引き続き上昇

消費者物価指数(CPI)は、前年同月比ベースが上昇したことと、今月の食料品価格の上昇率が季節水準を下回ったことが主な要因となり、横ばいから下落に転じた。今月の消費者物価指数は前月比横ばいで、季節水準を約0.3パーセントポイント下回った。これら2つの要因が相まって、CPIの前年比低下に寄与した。カテゴリー別に見ると、主な要因は食品価格の下落である。食品価格は前月比0.5%上昇し、季節水準を約1.1パーセントポイント下回った。豚肉、卵、生鮮果物の価格はすべて、季節変動よりも弱い値動きを示した。食品価格は前年比4.3%下落し、前月より2.7パーセントポイント上昇した。CPIの下押し要因は前月比約0.51%ポイント拡大し、CPIの前年同月比下落幅を上回った。このうち、豚肉、生鮮野菜、卵はそれぞれ前年同月比16.1%、15.2%、14.2%下落し、前月比下落幅はそれぞれ6.6%、7.6%、1.3%ポイント拡大した。生鮮果物は前年同月比3.7%下落し、前月比は2.8%上昇していた。これら4品目のCPI前年同月比下落幅は前月比約0.47%ポイント拡大した。非食料品は0.5%上昇し、3カ月連続の上昇となり、CPI前年同月比を約0.43%ポイント押し下げた。

内需拡大と消費刺激策の効果継続を受け、コアCPIの前年同月比上昇率は4カ月連続で拡大した。食品とエネルギーを除くコアCPIは、前年同月比0.9%上昇となり、前月より0.1ポイント上昇した。内訳は、エネルギーを除く産業消費財が前年同月比1.5%上昇し、前月より0.3ポイント上昇した。産業消費財のうち、金宝飾品は前年同月比36.7%上昇、プラチナ宝飾品は同29.8%上昇し、合わせてCPIの前年同月比上昇率を約0.22ポイント押し上げた。家電製品は前年同月比4.6%上昇、耐久娯楽財は同2.4%上昇と上昇幅が拡大し、併せてCPIの前年同月比上昇率を約0.09ポイント押し上げた。ガソリン車価格の前年同月比下落率は引き続き縮小し、2.3%となった。サービス価格の前年同月比上昇率は3月以降徐々に拡大し、今月は0.6%上昇し、前月より0.1ポイント上昇し、消費者物価指数の前年同月比上昇率に約0.23ポイント寄与した。そのうち、家事サービスと理容はそれぞれ前年同月比2.3%、1.0%上昇し、比較的安定した上昇率を維持した。医療サービスと教育サービスはそれぞれ前年同月比1.6%、1.2%上昇し、交通レンタル料と観光はそれぞれ前年同月比0.8%、0.7%上昇し、いずれも上昇幅が拡大した。

2、生産者物価指数(PPI)の前年比下落幅は縮小

生産者物価指数(PPI)は8カ月続いた下落傾向に終止符を打ち、前月の0.2%下落から横ばいとなった。今月のPPI変動の主な特徴は、第一に、需給改善により、一部のエネルギー・原材料セクターの価格が前月比で上昇したことである。石炭加工価格は前月の4.7%下落から9.7%上昇、石炭採掘・洗浄価格は1.5%下落から2.8%上昇、鉄金属製錬・圧搾価格は0.3%下落から1.9%上昇、ガラス製造価格は1.5%下落から0.1%上昇、電力・熱供給価格は0.9%下落から0.1%上昇した。第二に、輸入要因により、国産石油と一部の非鉄金属価格が前月比で下落した。国際非鉄金属価格は高値圏で推移したが、国内の非鉄金属製錬・圧延価格は0.2%上昇し、前月比0.6ポイント低下した。金製錬価格とアルミ製錬価格はともに0.2%上昇したが、銅製錬価格は1.1%下落した。国際原油価格の下落を受け、国内の石油採掘価格は1.4%、石油精製製品製造価格は0.6%それぞれ下落した。

PPIは前年同月比2.9%下落し、前月比0.7ポイント下落幅を縮小し、今年3月以来の下落幅縮小となった。前年比比較基準の縮小に加え、より積極的かつ効果的なマクロ経済政策の実施を強化し、一部のセクターで価格上昇に寄与した。第一に、国内市場における競争の持続的な改善は、関連セクターにおける前年比価格下落幅の縮小につながった。全国统一市場の発展が深まり、企業間の無秩序な競争が抑制され、重点産業における生産能力管理が秩序正しく実施されたことで、関連セクターにおける前年比価格下落幅が縮小した。石炭加工、鉄鋼製錬・圧延、石炭採掘・選炭、太陽光発電設備・部品製造、新エネルギー車製造の前年同月比価格下落幅はそれぞれ前月比10.3ポイント、6.0ポイント、3.2ポイント、2.8ポイント、0.6ポイント縮小した。PPIの下押し圧力は前月比約0.50ポイント縮小し、主に前年同月比下落幅の縮小に貢献した。第二に、新たな成長牽引役の着実な成長が関連分野の価格の前年同

月比回復を牽引した。新興産業の旺盛な成長、科学技術革新と産業革新の深化、グリーン開発の質と効率の向上を背景に、関連産業の価格が前年同月比で回復した。集積回路パッケージング・試験設備は 1.1%上昇、造船・関連設備製造は 0.9%上昇、通信システム設備は 0.3%上昇、固形廃棄物処理設備は 0.3%上昇した。特殊電子材料製造と知能無人航空機製造は、それぞれ前月 1.6%、0.5%下落した後、横ばいとなった。廃棄物資源综合利用産業の価格下落幅は 5.4 ポイント縮小した。第三に、消費のグレードアップ需要の高まりが、一部の産業で前年同月比価格上昇を牽引した。工芸品・冠婚葬祭用品は 13.0%上昇、スポーツボールは 4.7%上昇、中国伝統楽器は 1.6%上昇、栄養食品は 0.9%上昇、特殊スポーツ用具・アクセサリは 0.4%上昇、健康食品は 0.3%上昇した。

マクロ経済2:輸出と輸入

税関統計によると、中国の貨物貿易は、2025 年の 8 カ月間において引き続き着実に成長し、輸出入総額は 29 兆 5,700 億人民元で、前年同期比 3.5%増加した。輸出額は 17 兆 6,100 億人民元で、前年同期比 6.9%増、輸入額は 11 兆 9,600 億人民元で、前年同期比 0.4 ポイント減であった。8 月の中国の貨物貿易総額は 3 兆 8,700 億人民元で、前年同期比 3.5%増でした。輸出額は 2 兆 3,000 億人民元で、前年同期比 4.8%増、輸入額は 1 兆 5,700 億人民元で、前年同期比 1.7%増でした。輸出入はともに 3 か月連続で増加した。

本年8カ月間の中国の輸出入の主要点

1、一般貿易と加工貿易の輸出入が増加

中国の 8 ヶ月間の一般貿易輸出入額は 18 兆 8,900 億元で、前年比 2.2%増となり、全国の対外貿易総額の 63.9%を占めた。加工貿易輸出入額は 5 兆 3,400 億元で、前年比 6.1%増となり、全体の 18.1%を占めた。保税物流輸出入額は 4 兆 2,300 億元で、前年比 5.6%増となった。

2、ASEAN と EU への輸出入が増加

今年 8 カ月間で、ASEAN は中国最大の貿易相手国となり、両国間の貿易総額は 4 兆 9,300 億元に達し、9.7%増加し、中国の対外貿易総額の 16.7%を占めた。EU は中国の第 2 位の貿易相手国となり、両国間の貿易総額は 3 兆 8,800 億元に達し、4.3%増加し、中国の対外貿易総額の 13.1%を占めた。米国は中国の第 3 位の貿易相手国となり、両国間の貿易総額は 2 兆 7,300 億元に達し、13.5%減少し、中国の対外貿易総額の 9.2%を占めた。同期間の中国の「一帯一路」参加国との輸出入総額は 15 兆 3,000 億元に達し、5.4%増加した。

3、民間企業と外資企業の輸出入が増加

今年8カ月間で、民営企業の輸出入額は 16 兆 8,900 億元で、前年同期比 7.4%増、中国の対外貿易総額の 57.1%を占め、前年同期比 2.1 ポイント上昇した。外資系企業の輸出入額は 8 兆 5,900 億元で、2.3%増、中国の対外貿易総額の 29.1%を占めた。国有企業の輸出入額は 4 兆 200 億元で、8.1%減、中国の対外貿易総額の 13.6%を占めた。

4、機械・電気製品は輸出の 60%以上を占め、集積回路と自動車の輸出が大幅に増加した。

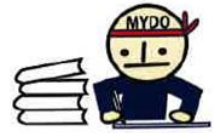
今年8カ月間で、中国の機械および電気製品の輸出額は 10 兆 6000 億元で、9.2%増加し、総輸出額の 60.2%を占めた。そのうち、自動データ処理機器および部品は 9465 億 9000 万元で、0.6%増加した。集積回路は 9051 億 8000 万元で、23.3%増加した。自動車は 6052 億 3000 万元で、11.9%増加した。同じ期間、精密機械および設備の輸出額は 2 兆 7500 億元で、1.5%減少し、総輸出額の 15.6%を占めた。このうち、衣類および衣類付属品は 7380 億元で、0.7%減少した。繊維製品は 6787 億 5000 万元で、2.6%増加した。プラスチック製品は 5,004 億元で、0.6%増加した。農産物は 4,725.5 億元で、2%増加した。

5、主要商品の輸入価格は下落したが、機械・電気製品の輸入額は増加した。

今年 8 カ月間で、中国の鉄鉱石輸入量は 8 億 200 万トンで、1.6%減少し、平均輸入価格は 14.1%下落した。原油は 3 億 7,600 万トンで、2.5%増加し、平均価格は 12.9%下落した。石炭は 3 億トンで、12.2%減少し、平均価格は 25%下落した。天然ガスは 8,191 万 3,000 トンで、5.9%減少し、平均価格は 7.1%下落した。大豆は 7,331 万 2,000 トンで、4%増加し、平均価格は 11.9%下落した。精製油は 2,673 万 3,000 トンで、17.8%減少し、平均価格は 3.9%下落した。さらに、一次成形プラスチックの輸入量は 1,791 万 8,000 トンで、前年比 6.8%減少し、平均価格は 0.4%下落した。

た。また、未加工銅及び銅製品の輸入量は 353 万 6,000 トンで、前年比 2.1%減少し、平均価格は 5%上昇した。同期間の機械・電気製品の輸入総額は 4 兆 7,200 億円で、前年比 5.2%増加した。

法務情報



民主的手続を実施した使用者による賃金減額の可否

1. はじめに

中国労働契約法 35 条は、労使間の合意があれば、労働契約の内容を変更することができる」と明確に定めている。経営難に陥った企業が、従業員の報酬の引下げによって利益の拡大を図るケースもあるが、労働者との合意に基づかない一方的な報酬の調整は、多大な違法のリスクとなる。これに関しては、使用者が一定の民主的手続を実施した場合、従業員との個別の合意なしにその全員の賃金減額を行えるか否かが、しばしば議論的となっている。以下においては、法令と事例の 2 つの観点からこの問題について論じていく。

2. 使用者による賃金減額に関する法令

新型コロナウイルスの流行期間においては、中央・各地方のいずれも企業の報酬調整に関する法令を相次いで公布し、企業が民主的協議の方法によって労働報酬を調整し、雇用の安定を図ることを奨励していた。例えば、次のようなものが挙げられる。

- ・「新型コロナウイルス感染性肺炎流行防止期間における労働関係の安定化及び企業操業再開の支援に関する意見」(人社部発[2020]8 号):疫病流行の影響を受けて生産経営が困難となった企業に対しては、民主的手続及び従業員との協議を通じて、報酬調整、交代勤務、労働時間短縮などの方法を講じ、雇いを安定させることを奨励する(3 条 5 号)。
- ・「新型コロナウイルス感染性肺炎流行防止期間における労働関係の問題の適切な処理に関する通知」(人社庁明電[2020]5 号):疫病流行の影響を受けて生産経営が困難となった場合、企業は、従業員との合意によって、報酬調整、交代勤務、労働時間短縮などの方法を講じ、雇いを安定させることができる(2 条)。

これらの規定から、賃金減額の実施には、民主的手続の実施及び従業員との協議という 2 つの段階が必要となることがわかる。しかし、民主的手続の実施のみで十分なのか、それとも各従業員と協議して個別の同意を得なければならないのか、さらにそれ以外の要件も満たさないと民主的手続を経た賃金減額であっても適法と認められないのか、これらの点については、明確な定めがない。また、その規定を定めているのは、新型コロナウイルス流行期間における指導的文書にすぎないため、司法実務において直接的な裁判の裏付けとすることができず、使用者による賃金減額の十分な法的根拠とすることも困難である。したがって、このように明確な法令規定がない問題に企業が対応する際には、裁判事例に照らしてその法的リスクを可能な限り低減することが望まれる。

3. 結論の異なる裁判事例

北京市の裁判事例を取り上げてみると、例えば、(2018)京民申 680 号事件においては、会社が収益減のために賃金減額を行う際は、通常、全従業員を対象としなければならない、個別の従業員を対象とする差別的な調整は許されないとの判断が示されている。これが基礎とされつつも、使用者が民主的手続の実施後に賃金減額を行うことの可否については、次のように個別事件ごとに結論が異なる。

(1) (2021)京 03 民終 4988 号事件

自社の存続と発展のため全幹部・全従業員を対象に賃金減額を行った S 社は、その減額案について自社が発した意見募集書簡、労働組合委員会から得られた回答書簡及びその後正式に発した自社の賃金減額案通知書を証拠として提出し、減額案の周知徹底を定例会の形で何度も行ったと主張した。これに対して、同社従業員の P 氏は、S 社から減額通知を受けた後に異議を申し立て、会社による一方的な減額調整に反対したと反論した。裁判所は、賃金減額は労働契約の重大な変更に該当し、双方が協議のうえ合意する必要があると判断し、S 社に対し、P 氏に対する差額賃金の支払を命じた。

この事例では、労働組合の意見を求めて民主的手続を実施した場合でも、それだけでは賃金減額を適法とする根拠にはならず、労使間の個別の協議・合意も必要になるという裁判所の立場が示された。

(2) (2023)京 02 民終 605 号事件

W 氏と T 社支社との労働契約は、同氏の業績賃金を第 C 級とすることのほか、会社が自社の収益の状況、市場賃金水準、従業員の勤続年数・賞罰記録・業績・職位などに基づいて、従業員の基本給の調整と基準について決定することができるの内容を定めていた。しかし、経営上の困難が増大した T 社が労働組合委員会に対して「従業員賃金調整に関する伺書」を発し、全従業員の業績賃金を第 F 級とする一方、多くの作業に従事して会社の確認を得た者については最高で第 D 級の扱いとすることを申し出ると、労働組合委員会がこれに同意する回答を行った。W 氏はこれを受け入れられず、本件は訴訟に発展したが、裁判所は、T 社は民主的手続に則っており、その従業員に対する賃金の調整に不当な点はないと判断した。

この事例においては、労働組合に意見を求めただけで労使間の個別の協議・合意がないという点で(1)の裁判事例と同じであったにもかかわらず、民主的手続の要求に合致していたため、従業員は賃金調整を受け入れなければならないとする正反対の結論が導かれた。

(3) 対応策

これら 2 つの裁判事例からすると、使用者が賃金減額について労働組合に意見を求め、労働組合がこれに同意すれば、民主的手続の実施と認められる可能性がある。もっとも、使用者が具体的にどのような形式でその民主的手続を行うかは、賃金減額の合法性の認定に影響を及ぼし、裁判所が当該形式の民主的手続を受け入れるか否かは、各地の司法判断が一律とならない可能性がある。それゆえ、使用者においては、労働契約法 4 条に基づいて、従業員代表大会を開催し、又は全従業員と賃金減額案について協議するとともに、労働組合又は従業員代表と平等な立場で合意を形成することにより、民主的手続の適法性と十分性を可能な限り確保することが望まれる。

しかしながら、これら 2 件の事件をみるに、使用者による民主的手続の実施だけでは、一方的な賃金減額の正当性が裁判所により認められるか否かは定かでない。したがって、賃金減額を実施しようにも、従業員との個別の協議・合意が困難な使用者においては、賃金減額に伴うリスクを減らすためには、民主的手続の実施を前提としつつも、その他の要素も考慮することが必要となりうる。

4. 賃金減額の適法性に影響するその他の要因

前出の 2 つの事件には、それぞれの事実に細かな差異も見受けられ、使用者による一方的な賃金減額の適法性に影響が及ぶ可能性がある。

第一に、前章(2)事例の T 社は、労働契約に賃金調整の事由を明確に定め、これに基づいて賃金減額を行ったのに対し、前章(1)事例の S 社は、労働契約又は社内規程に、一方的な賃金調整の根拠となる規定を定めていなかった点が挙げられる。これに関する合理的な規定を定めておけば、特殊な状況下における使用者の一方的な報酬調整権が認められ、賃金減額が違法と判断されるリスクをある程度低減できることが期待される。

第二に、前章(2)事例の T 社が実際に調整したのは従業員の業績賃金であり、これは賞与と同じく、従業員の業績に対する追加の報奨という性質を有するもので、基本賃金、職位賃金などの固定賃金とは異なる点に注意が必要となる。これに対して、前章(1)事例の S 社が減額したのは従業員の固定賃金であった。業績賃金には使用者の自主権が通常認められているため、経営難に陥った会社は、直ちに基本賃金を引き下げるのではなく、業績賃金や賞与を適切に調整したほうが、裁判で適法と判断されやすくなると考えられる。

5. 使用者に対する提言

まず、新型コロナウイルス流行期間中の雇用安定に関する法令は、その特殊な期間のみに適用されるものと解され、かつ、全従業員の賃金減額を行う法的根拠は乏しいことから、使用者は可能な限り個別合意の方式を採用し、従業員との協議・合意の後、その書面も取り交わしたうえで賃金待遇の引下げを行うことが推奨される。個々の従業員との合意が困難なときは、労働契約法 4 条に基づき、民主的手続及び公示手続の要求を満たすとともに、それに応じて「会議出席確認書」、「意見募集書」、「議事録」などの文書を作成し、紛争発生時における立証のため適切に保存しておくことが求められる。

次に、経営困難のために賃金減額を要する使用者は、合理的な内容の提案を行うことのほか、特別な事情がない

限り、全従業員を減額対象とする案を検討し、従業員の差別化を避けることが推奨される。その内容を確定する過程では、業績賃金及び賞与の調整を先行して行い、労働契約に定める基本賃金や毎月の固定賃金の調整を可能な限り控え、減額幅も同業他社を著しく下回る賃金水準とならないよう調整することが望まれる。

さらに、将来における賃金調整の必要に備え、合理的な事由、調整の手順・幅を労働契約又は社内規程に明確に定めておけば、使用者としては理想的である。一方で、このような内容が明文で定められると、従業員に悪印象を与えかねないことから、その導入については、自社の実情に基づく検討が必要となる。

情報提供 金杜法律事務所

会計・税務情報



増値税期末留保税額還付政策の最適化に関する公告

増値税期末留保税額の還付業務の適正な処理を図るため、2025 年 8 月 22 日、財政部と国家税務総局は共同で「増値税期末留保税額還付政策の最適化に関する公告」(財政部 税務総局公告 2025 年第 7 号)を公布しました。主な内容は下記の通りです。

一、期末留保税額の還付申請が可能な対象業種

2025 年 9 月以降の申告分から、条件を満たす増値税一般納税者(以下、納税者という)は、以下の規定により所轄税務機関に還付申請ができる。

- 1. 条件を満たす「製造業」「科学研究及び技術サービス業」「ソフト及び情報技術サービス業」「生態保護及び環境整備業」(以下「製造業等 4 業種」という)の納税者は、月次で所轄税務機関に期末留保税額の還付を申請することができる。
- 2. 条件を満たす不動産開発経營業の納税者は、2019 年 3 月 31 日時点の期末留保税額と比較して新たに増加した留保税額の 60%を、所轄税務機関に還付を申請することができる。
- 3. 条件を満たす上記以外のその他の納税者は、還付申請の直前の税額所属期の前年 12 月 31 日の期末留保税額と比較して新たに増加した留保税額について、所轄税務機関に比例還付を申請することができる。

二、期末留保税額還付の要件

本公告政策を適用する納税者は以下のすべての要件を満たす必要がある。

- 1. 納付信用ランクが A 級または B 級であること。
- 2. 留保税額還付申請前 36 ヶ月間、留保税額還付の不正取得、輸出税金還付の不正取得または増値税専用發票の虚偽発行の状況が発生していないこと。
- 3. 留保税額還付申請前 36 ヶ月間、脱税行為により税務機関から 2 回以上の処罰を受けていないこと
- 4. 2019 年 4 月 1 日から増値税の即時徴収・即時還付、先徴収・後還付政策を享受していないこと(本公告に別途の規定がある場合を除く)。

三、還付が認められる留保税額の計算式

業種	還付が認められる留保税額の計算式
製造業等 4 業種	当期期末留保税額 × 仕入税額構成比率 × 100%
不動産開発・経營業	(当期期末留保税額－2019 年 3 月 31 日時点の期末留保税額) × 仕入税額構成比率 × 60%
上記以外のその他の納税者	【当期期末留保税額－還付申請前の直近の税額所属期間の前年度末(12 月 31 日)の期末留保税額】のうち 1 億元以下の部分 × 仕入税額構成比率 × 60%) + (【当期期末留抵税額－還付申請前の直近の税額所属期間の前年度末(12 月 31 日)の期末留保税額】のうち 1 億元を超える部分 × 仕入税額構成比率 × 30%)

四、本公告は2025年9月1日より施行される。また、2019年および2022年に発表された増値税留保税額の還付に関するいくつかの政策は同時に廃止される。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>